

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年4月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川県) (受) 第 2300317 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川県) (国) 第 2400002 号

第1 結論

昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 12 月に父の介護のため都内の会社を退職し A 市の実家に戻ったところ、翌月の昭和 61 年 1 月に父が入院したことを機に、自分の身に何かあった時に障害年金を受給できないのは困ると強く思ったため、再就職した同年 11 月よりも前までには A 市役所にて国民年金の加入手続を行った。再就職先の会社で厚生年金保険に加入するまでの請求期間を含む国民年金保険料 (昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 10 月までの国民年金保険料) については、自宅に郵送されてきた納付書を使い、A 市役所内にあった B 銀行の窓口又は自宅から徒歩圏内の金融機関にて現金で納付することにより、未納期間がないように努めていた。

しかし、国の記録によると、請求期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、父親が入院した昭和 61 年 1 月から再就職した同年 11 月よりも前までには A 市役所にて国民年金の加入手続を行った旨主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号 (以下「記号番号」という。)(*) は、C 社会保険事務所 (当時) から同年 5 月 19 日に A 市に払い出された記号番号の一つである上、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日等から、同年 10 月頃と推認され、当該加入手続時点において、請求期間は国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、請求期間の国民年金保険料について、前述の推認される加入手続時点においては、過年度納付することとなるところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者の資格取得日 (昭和 60 年 12 月 21 日) に係る資格処理日 (昭和 61 年 10 月 29 日) と同日に資格取得処理が行われている請求者の記号番号と近接する番号が付与された複数の被保険者について

は、それぞれ昭和 61 年 11 月 4 日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当時、請求者に対しても当該期間に係る過年度納付書が送付されたと推察される。

さらに、オンライン記録によると、請求者について、請求期間を除く国民年金加入期間における国民年金保険料の未納期間はなく、前納により納付している期間も確認できるなど請求者の納付意識は高かったものと認められ、4 か月と短期間である当該期間の保険料を請求者が納付していたと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300320 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 2400003 号

第1 結論

昭和 59 年 10 月及び同年 11 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 10 月及び同年 11 月

私は、短大を卒業後、勤めていた会社を昭和 59 年 9 月末日で退職したので、同年 10 月に A 市 B 区役所で国民健康保険の加入手続を行ったところ、同窓口の職員から国民年金の加入手続も行うよう案内されたので、同窓口の近くにあった国民年金の窓口で、国民年金の加入手続を行うとともに同年 10 月分の国民年金保険料として 1 万 8,000 円を現金で納付した。また、年金手帳の交付及び領収書の発行については、国民年金の窓口の職員から、市に記録が残るので行っていない旨説明され、昭和 59 年 11 月分の国民年金保険料の納付のため来月も国民年金の窓口まで来るようにと言われた。

そのため、昭和 59 年 11 月にも A 市 B 区役所の国民年金の窓口へ行き、同年 11 月分の国民年金保険料として同年 10 月分と同額を現金で納付したが、この時も領収書は発行されなかった。

請求期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 59 年 10 月に A 市 B 区役所の国民年金の窓口において国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料については、同年 10 月分は加入手続を行った日に、同年 11 月分は同年 11 月に、いずれも国民年金の窓口において 1 万 8,000 円を現金で納付した旨主張している。

しかしながら、i) A 市 B 区は、請求期間当時における国民年金加入者が提出した国民年金の届出に関する資料（資格取得、資格喪失届等）及び受付状況を確認できる資料並びに請求期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料を保管していない旨回答していること、ii) 同区は、請求期間当時、保険料を国民年金の窓口において現金

納付できたか否かについては資料がなく不明である旨回答していること、iii) 請求者が主張する請求期間に係る各月の保険料額の1万8,000円は、請求期間当時の1か月分の保険料額(6,220円)と相違していることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者の資格取得年月日である平成13年12月1日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。